



保険者の  
みなさまへ  
おしらせです

40歳未満の加入者についても  
「健康診断結果の提供依頼」が可能です。※

## 40歳未満の加入者について 「健康診断結果の提供依頼」をすることの3つのメリット

メリット

1

加入者の健康課題等を把握  
することで効率的・効果的  
な保健事業が可能に。

(例：地域間や業種間、事業所間の  
データ比較、40歳未満の者の生活  
習慣病予防対策の提案 等)

メリット

2

コラボヘルス促進

(保険者と事業者等の連携による加  
入者の予防・健康づくりの推進)

メリット

3

40歳未満の加入者も、マ  
イナポータルで健診結果※  
の確認が可能に。

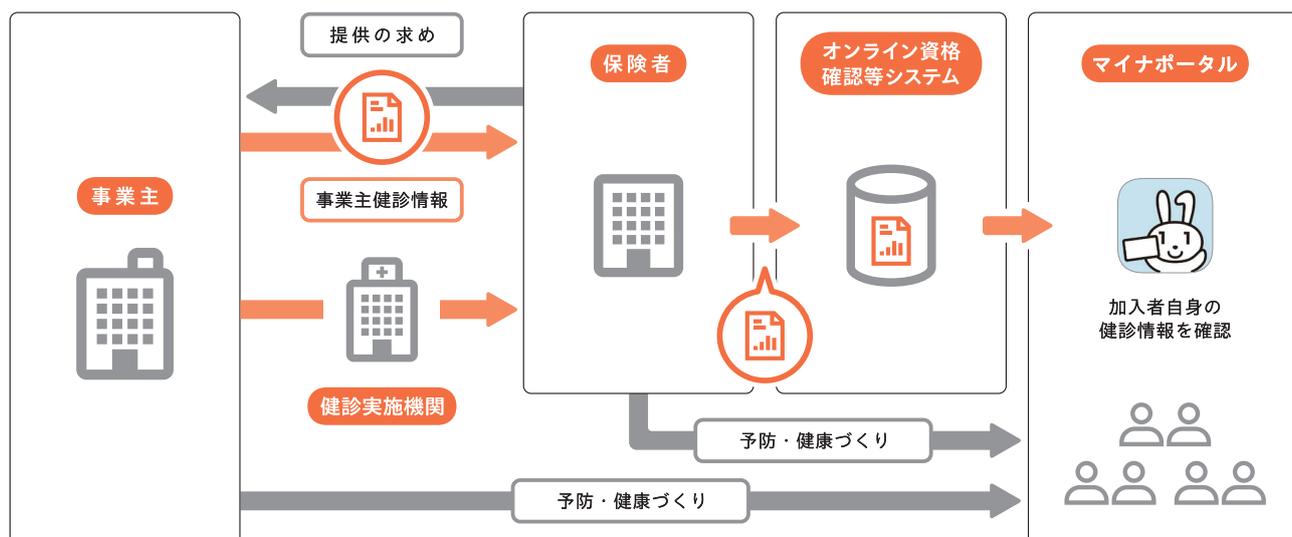
※ 特定健診項目のうちマイナポー  
ータルに登録された健診結果が確認で  
きます。

※ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により、40歳未満の加入者についても健康診断結果の提供依頼が可能となりました。



詳しくは WEB サイトへ

## 健康診断結果の提供の流れ



## Q&A よくある質問

**Q1** 健診データは、どのデータを提供依頼できますか？

労働安全衛生法で実施している定期健康診断等の結果データとなります。

**Q2** 健診データについて、過去の分は何年度まで要求が可能ですか？

年度の制限は設けていませんので、保険者と事業主双方の合意のもと対応をお願いします。マイナポータルでは過去5年分の健診結果が閲覧可能です。なお、事業者に対して健診データの提供を依頼するかどうかは保険者の任意となります。

**Q3** 健診データの提供方法については、こういったものが可能ですか？

大きく2つの方法があり、① csv、xlm等の電子データによる提供— ② 健診結果用紙の写しを提供— となります。一部では、指定の健診実施機関との事前の取り決めにより、健診実施機関から提供する場合があります。保険者と事業者及び健診実施機関での取り決めに基づいた対応をお願いします。

**Q4** 事業主からではなく、健診実施機関から直接保険者に健診データを提供することはできますか？

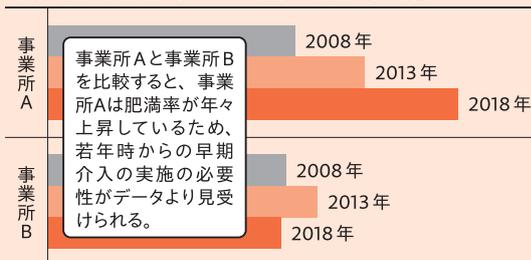
書面で事業主から健診実施機関に対し、保険者に直接健診データを提供しよう依頼する等の方法があります。厚生労働省WEBサイトにて、情報提供依頼書のひな形がダウンロードできます。[詳しくはWEBサイトへ](#)

**Q5** 事業主健診情報をどのように活用することができますか？

実際の活用事例をWEBサイトで掲載中です。[詳しくはWEBサイトへ](#)

### 40歳未満の健診結果を用いた分析の例

事業所別 若年層（30～34歳）の肥満人数割合



### 事業主健診情報の主な活用方法

#### 〈分析、見える化〉

- ・ 健診結果を活用した生活習慣病重症化リスクの見える化
- ・ 事業所ごとの健康課題のフィードバック

#### 〈受診勧奨・保健指導〉

- ・ 事業者ごとの重症化予防対象者の抽出、受診勧奨
- ・ 保険者独自の40歳未満の者への保健指導

#### 〈啓発、ツール作成〉

- ・ キャンペーン等の普及啓発や、リーフレットなどの啓発ツール作成への活用